

太田市こどもプラッツ応募(入室)条件

1. 太田市こどもプラッツは、市が指定する放課後児童クラブに満員等の理由で入所することができなかった児童に、安全安心な居場所を提供する事業です。こどもプラッツの応募(入室)対象者は、「保護者が就労等による留守家庭の児童」で、小学1～6年生が対象となります。
また、保護者等が午後5時45分までに、必ずお迎えに来ることができる児童を受け入れます。
2. 開室時間は、平日(月～金)の放課後から午後5時45分まで、長期休業中(月～金)の午前8時30分から午後5時45分までです。
また、開室期間は1年間で、利用するには、年度毎に申請が必要です。
なお、利用料の滞納がある場合は、利用できません。
(原則、長期休業中のみの利用はできません。)
土・日・祝日、お盆期間中、学校閉庁日、年末年始は休室となります。また、学校行事等によっては休室する場合があります。
3. 一人親世帯、2名以上の児童の入室を希望する世帯、保護者や子供(兄弟)が病気や障がいで見ることができない世帯(診断書や障害者手帳の写しなどを添付)や就学援助制度を利用している世帯(就学援助認定通知の写しを添付)については、放課後児童クラブの「受入れができない証明」は不要です。ただし、入室条件が途中で変更になった時は、新たに「放課後児童クラブ」の[受入れができない証明]が必要になります。
証明については、小学校区内の指定した「放課後児童クラブ」で、入室申込書裏面の[受入れができない証明]欄に記名押印をもらってください。また、入室申込書の添付書類として、誓約書及び保護者の就労証明書が必要となります。
4. 定員は学校が指定した余裕教室の大きさによります。また、定員を超えた場合は、低学年から優先して入室児童を決定します。
なお、申込児童が少人数、あるいはスタッフの不足などにより開設しない場合があります。
5. 利用料金は前払いとし、月額3,500円(8月は、6,000円)。ただし、入室月に傷害保険料が加算されます。なお、利用料金の未払いがあった場合は退室していただきます。
「おやつ」の提供はありません。
6. 入室申込書の提出は、令和8年2月13日(金) 郵送は必着です。

※入室結果通知については、3月中旬以降を予定しています。

※その他ご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

【問い合わせ先】太田市役所 児童施設課 0276-47-3301